

# 平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所得者本人の合計所得金額が900万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円超85万円以下の場合

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

株式会社 ○○○○ (フリガナ) ワタナベ タダシ

あなたの氏名 渡辺 正

あなたの住所又は居所 東京都千代田区霞が関3-1-1

あなたの住所又は居所 8-1

この申告書を受け受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要があります。

左の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」に該当する判定結果にチェックをします。

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額（見積額）」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。※配偶者の所得が給与所得だけで、給与の収入金額が2,015,999円を超える場合は、合計所得金額が123万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

左の判定結果を記載します。

あなたの本年中の\*1 合計所得金額の見積額 5,100,000 円 判定  900万円以下(A)  900万円超950万円以下(B)  950万円超1,000万円以下(C)

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額\*2 520,000 円

判定  38万円以下かつ年齢70歳以上(昭24.1.1以前生)  38万円以下かつ年齢70歳未満  38万円超85万円以下

区分 I A (左のA~Cを記載)

区分 II ③ (左の①~④を記載)

配偶者が非居住者である場合に○を付けます。 ※親族関係書類の添付等が必要です(扶養控除等申告書を提出した際に添付等をしていない場合は、不要です。)

配偶者が非居住者である場合に送金金額等を記載します。 ※送金関係書類の添付等が必要です。

配偶者の年齢及び上の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」欄から、該当する判定結果にチェックをします。

所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得(1)	7,000,000		5,100,000
事業所得(2)			
配当所得(4)			
不動産所得(5)			
退職所得(6)		(退職所得控除額)	(a-b)×1/2又は(a-b)
(1)~(6)以外の所得(7)		(うち特別控除額)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)~(7)の合計額			5,100,000

※上記の\*1欄に転記してください。

区分 I が A、区分 II が ③ のため、対象となる控除は配偶者特別控除となり、控除額は380,000円になります。

区分	85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下
A	480,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円
B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円
C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円

配偶者特別控除の額 380,000 円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

本書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。